

動物用医薬品塩酸ラクトパミンの残留基準の設定について

1. 経緯

標記については、平成16年11月30日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において御審議いただき、牛及び豚の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓の残留基準値について報告を取りまとめいただいたところである。

しかしながら、今後、導入されるポジティブリスト制においては、全ての部位がその規制対象となるため、本来、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓以外の可食部位についても残留基準を設定すべきであったが、塩酸ラクトパミンについてはその設定を行っておらず、ポジティブリスト制が施行された場合、不都合が生じる可能性がある。

このため、筋肉、脂肪、肝臓、腎臓を除く食用に供される部分について、ポジティブリスト制に係る暫定基準の設定方法にならい、肝臓の値を参考に基準を設定することとしたい。なお、ADI比について特段の変更はない。

2. 残留基準値

残留基準値（案）を以下のとおり訂正する。

部位（対象動物）	基準案（ppm）*1
筋肉（牛、豚）	0.01
脂肪（牛、豚）	0.01
肝臓（牛、豚）	0.04
腎臓（牛、豚）	0.09
<u>食用部分（牛、豚）*2</u>	<u>0.04</u>

注）下線部は訂正箇所

*1 ラクトパミンとして

*2 食用に供される部分であって、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除いた部分

3. その他

塩酸ラクトパミンの残留基準設定については、平成16年12月27日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において御審議いただいたところであり、上記について本部会の了承が得られれば、分科会員に改めて了承を得ることとする。